

飯島町発足70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯島町発足70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を、町民、町内事業者等に飯島町のPRとして積極的に活用してもらうため、ロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークは、別表に定めるものをいう。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークは、その使用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 飯島町（以下「町」という。）及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) ロゴマークの趣旨に反するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 政治活動及び宗教活動に使用するおそれのあるとき。
- (5) 特定に個人、団体を町が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのあるとき。
- (6) 自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (7) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進するうえで、支障があると認められるとき。
- (8) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (9) その他町長が不適當な使用と認めたとき。

(使用の申請及び承認)

第4条 ロゴマークの使用を希望するもの（以下「使用申請者」という。）は、飯島町発足70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町、教育委員会及び町議会が業務のために使用するとき。
- (2) 町内の小中学校が事業、業務等で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、町長が適當と認めたとき。

2 町長は、前項の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を、飯島町発足70周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により使用申請者に通知するものとする。

3 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用可能期間)

第5条 ロゴマークを使用できる期間は、令和9年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。
- (2) 町長が定めるロゴマークを正しく使用し、ロゴマークの改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 町に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他の町の著作権等を侵害する行為を行わないこと。
- (4) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 可能な限り「飯島町発足70周年記念ロゴマーク」との表示を付すこと。
- (6) 前号の規定について、スペース等の関係で表示が難しい場合は、町長が認めた表示方法とすること。
- (7) 第3条の規定又は第4条第1項の規定による申請による承認にかかるロゴマークの使用の見本を速やかに町長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をすること。
- (8) 商標登録出願は行わないこと。
- (9) その他町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、飯島町発足70周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、飯島町発足70周年記念ロゴマーク使用変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後も前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は第3条第1項各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反していると認められるとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めるとき。
- 2 前項の取消しは、飯島町発足70周年記念ロゴマーク使用取消書（様式第5号）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者はロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(責任の制限)

第9条 町長は、前条の規定によりロゴマークの使用を取り消した場合、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

- 2 町長は、使用者がロゴマークの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を

与えた場合でも、損害賠償、損失賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくロゴマークの使用権を第三者に対し承認してはならない。

(論争等の解決)

第11条 ロゴマークの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする

(差止請求等)

第12条 町長は、ロゴマークの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認める場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条に規定する差し止め請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第13条 町長は、使用者のロゴマーク使用により、町に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の取扱い)

第14条 この要綱に基づき収集した個人情報は、ロゴマークの使用の取り扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。